

【新規開設の準備をされている医療機関・薬局向け】

**オンライン請求開始に向けて
必要な準備作業について**

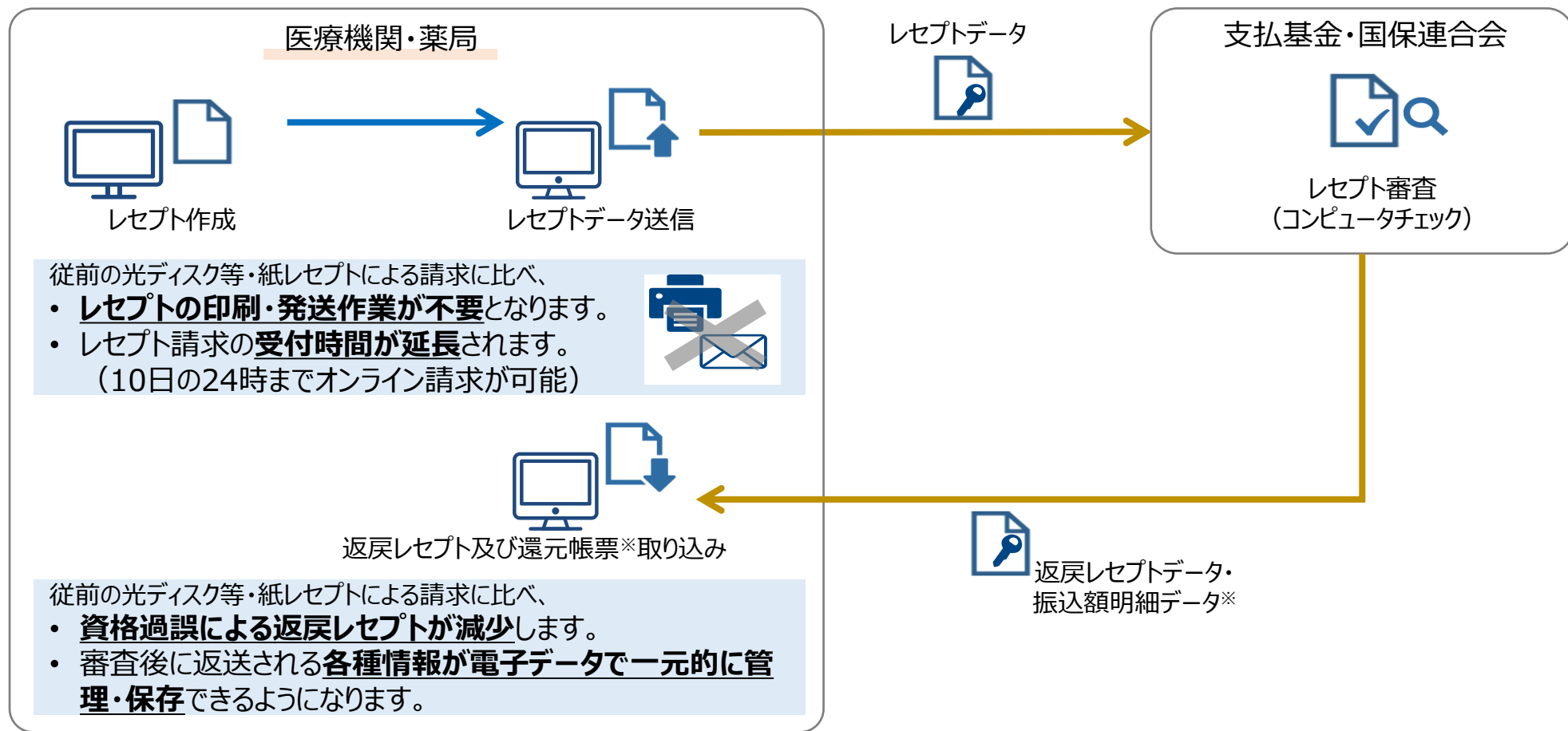
厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
保険データ企画室

目次

1. オンライン請求について	p.2
2. オンライン請求の開始に向けて	p.4
1. 必要な機器等の準備	
2. オンライン請求開始に必要な申請とそのスケジュール	
3. セキュリティの確保	
4. もしトラブル発生した場合には	
3. 【ご参考】オンライン請求に関する資料	p.19

1. オンライン請求について

- 令和6年4月以降、新たに診療報酬・調剤報酬の請求を行う医療機関・薬局については、オンライン請求により請求を行っていただくことになります。
- 新規開設の医療機関・薬局におかれては、本資料を参考にご準備のほどお願いいたします。



【参考】オンライン請求のメリット

- オンライン請求には、受付時間やセキュリティ等について以下の特徴があります。
- オンライン請求を行っていただくことで、従前の請求方法に比べ、医療機関・薬局におけるレセプト請求事務の効率化や作業負担の軽減が見込まれます。

各請求形態の特徴

	紙レセプト・光ディスク等による請求	オンライン請求
受付時間	<ul style="list-style-type: none">・ 土・日・祝は受付不可（10日が土・日・祝の場合は受付可能）・ 原則、診療・調剤翌月 10日17時30分まで	<ul style="list-style-type: none">・ 土・日・祝も受付可能・ 診療・調剤翌月 5~7日は8時~21時まで、8~10日は8時~24時まで
返戻の負荷	<ul style="list-style-type: none">・ 事務的な誤りがあったレセプトは返戻され、次月以降に再請求	<ul style="list-style-type: none">・ 受付・事務点検ASPの利用によるレセプトデータの事前チェックが可能・ エラー箇所は請求月の12日までに修正し、再提出することが可能
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・ 紙レセプト又は電子レセプトが記録された電子媒体を審査支払機関に搬送（窓口を持参または郵送）しているため、搬送時における破損や紛失、提出（郵送）先誤りなどの問題が発生	<ul style="list-style-type: none">・ 暗号化通信、セキュリティを確保したネットワーク回線を使用するため、安全な請求が可能・ システム上で請求先のチェックが行われるため、提出先誤りは発生しない
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 紙又は電子媒体への書き込み、郵送作業に時間や人手がかかる・ 振込額は支払月の翌月上旬に到着する当座口振込通知書・診療報酬振込額決定通知書で確認・ 各帳票を紙で保管する必要がある	<ul style="list-style-type: none">・ 請求に要する時間や人手が紙・光ディスク等と比較して少ない・ 帳票類をオンライン請求システム上で確認することが可能・ 各種情報をデータで管理・保存することにより、保管場所の確保が不要となる

2. オンライン請求の開始に向けて

- オンライン請求の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。
- まずは、レセプトコンピュータやオンライン請求用端末、ネットワーク回線のご準備について、システム事業者へお問い合わせいただきますようお願いいたします。



1. レセプトコンピュータの準備

▶ご利用いただくレセプトコンピュータの事業者へ問合せ

2. ネットワーク、オンライン請求用端末の準備※1

▶ご契約いただくネットワーク回線事業者、請求用端末のシステムベンダへ問合せ

※1
オンライン資格確認用のネットワーク回線や端末と兼用することが可能です。

1. 見積依頼

見積依頼項目

- ① 各種端末の新規購入費用
 - ・ レセプトコンピュータ
 - ・ オンライン請求用端末※1

▶システムベンダへ依頼

- ② オンライン請求システム接続可能回線の導入に係る費用※1

▶IP-VPN事業者、IPsec+IKE事業者へ依頼

2. 発注

指定前月の中旬以降速やかに

1. 「保険医療機関届」の提出

▶各都道府県の支払基金審査委員会事務局に提出

2. 「オンライン請求利用申請」と、「電子証明書発行申請」※2の実施

▶ポータルサイトで申請※3

※2 オンライン資格確認とオンライン請求で端末を兼用する場合、オンライン資格確認用に電子証明書のインストールが完了していれば、別途の電子証明書の発行は不要です。

※3 医療機関等向け総合ポータルサイト（本頁下部URL）から申請ください。なお、申請書類を紙媒体で提出することを希望する場合の様式や提出方法については、各審査支払機関のHPをご参照ください。

1. 設定ツール・電子証明書発行通知※2の受領

（月の上旬又は下旬）

2. オンライン請求システムの設定・電子証明書のインストール※2

3. 確認試験の実施（任意）

【参考】オンライン資格確認の導入について

- 保険医療機関・薬局については、オンライン資格確認の導入が義務化されています。
- ネットワーク回線やオンライン請求用端末は、オンライン資格確認でも兼用することが可能です。厚生労働省のHP等に掲載している資料も参考に、併せて準備作業を進めるようご検討ください。

(参考)「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」(抜粋)



※1: 顔認証付きカードリーダーの納期はメーカーの生産状況等によって異なるため、各メーカーにお問い合わせください。(必要に応じて事前にシステム事業者に対して機種をご相談ください)
 ※2: 見積依頼項目の内容については次ページをご参照ください。なお、システム事業者の契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。

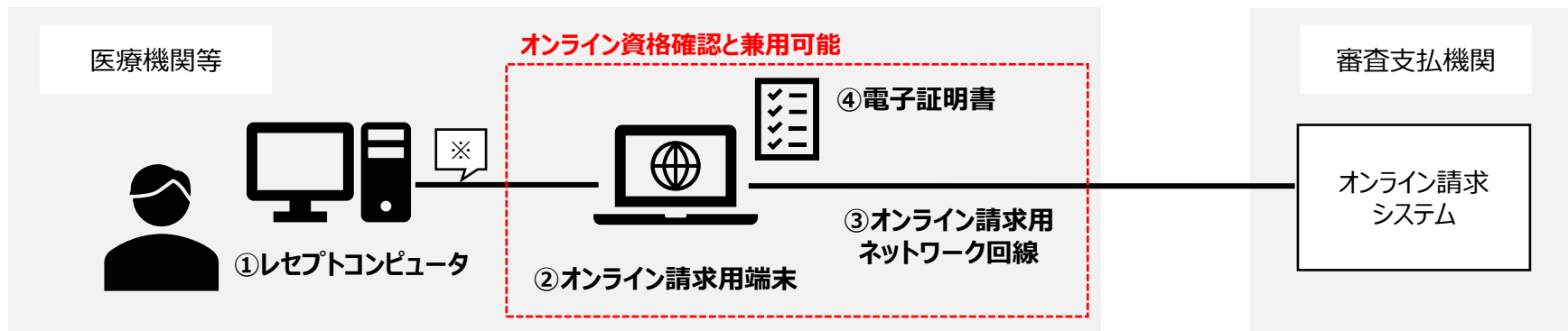
※3: 「実施機関」とは社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会を指します。
 ※4: 立会い有無など必要な対応が異なる場合があるため、システム事業者にご確認ください。

なお、上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システム事業者へご確認ください。

2-1. 必要な機器等の準備

- オンライン請求を開始する場合に準備が必要となる機器等の多くは、オンライン資格確認との兼用が可能です。各機器等の準備の詳細については別頁をご参照ください。

オンライン請求のイメージ



	準備が必要な機器等	概要	詳細頁
①	レセプトコンピュータ	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求に対応しているレセプトコンピュータの使用が必要です 	P 7
②	オンライン請求用端末	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求システムの動作環境を満たす端末の準備が必要です (オンライン資格確認用端末と兼用することが可能です) 	P 8
③	オンライン請求用のネットワーク回線	<ul style="list-style-type: none"> IP-VPN接続方式またはIPsec+IKE接続方式の回線の準備が必要です (オンライン資格確認用のネットワーク回線と兼用することが可能です) 	P 9,10
④	電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求用の電子証明書の発行申請が必要です (オンライン資格確認とオンライン請求で端末を兼用する場合、電子証明書も兼用が可能です) 	P 11

※オンライン請求用端末とレセプトコンピュータをネットワークで接続しない対応も可能ですが、その場合、毎月のオンライン請求時にレセプトコンピュータ・オンライン請求用端末間でのデータ移動をUSB等を用いて手動で行う必要があります。

2-1. 必要な機器等の準備（レセプトコンピュータ）

- オンライン請求を開始するに当たって、レセプト作成をレセプトコンピュータで行う必要があります。
- 現在導入を検討しているレセプトコンピュータのシステムベンダへ、お問合せをお願いいたします。

【参考】原請求をオンラインにより実施する場合、返戻再請求もオンラインで行うこととされています。

返戻再請求オンライン化にあたってご確認をいただきたい点

- オンライン請求を行っていただく際にはご使用のレセプトコンピュータにダウンロードした返戻レセプトを修正する機能が搭載されているかシステムベンダにご確認ください。^{※1}
- また、審査支払機関へ再審査請求（医療機関再審査）を申し出る場合にもオンラインでの請求が可能となるよう是非ご検討をお願いします。

返戻再請求のオンライン化のメリット

- 返戻レセプトはオンライン請求システムからCSV形式のデータでダウンロードが可能です。
- これにより、電子レセプトの返戻はオンラインで受け取ることができるため返戻再請求レセプトも電子レセプトとして一元的な管理が可能となります。
- また、毎月5日にオンラインでダウンロードが可能のため、施設内での再請求事務に当たる期間も確保できます。^{※2}

^{※1}現在、原請求をオンラインにより実施している医療機関等において、令和5年3月原請求分から返戻再請求もオンラインによるものとされています。当面は経過措置届出を審査支払機関にご提出いただくことで紙での再請求も可能ですが、令和6年9月末において経過措置は終了いたします。

^{※2}令和6年9月末までは返戻となる電子レセプトを紙レセプトにも出力して送付を行っており、紙レセプトがお手元に届くのは毎月6日～8日頃となります。

2-1. 必要な機器等の準備（オンライン請求用端末）

- オンライン請求を行っていただくためには、レセプトコンピュータとは別に、既定の動作環境※を満たしたオンライン請求用の端末が必要です。
- レセプトコンピュータで作成したレセプトデータをオンライン請求用端末に移動し、セキュリティの確保されたネットワーク回線（P9を参照）を通じて、オンライン請求システムに接続し、オンライン請求を行っていただきます。

Question

オンライン請求用の端末を必ず別に用意しなくてはならないのでしょうか。既存のインターネット接続端末あるいはレセプトコンピュータは使用できないのでしょうか。

A. オンライン請求用として使用する端末は、「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」及び「オンライン請求システム利用規約（支払基金・国保中央会）」等に基づき、利用者の責任において、不正ソフトウェア対策等を施した状態であることが必要です。セキュリティ確保の観点から、オンライン請求用の端末を別に準備することを推奨しています。

また、利用者の責任においてレセプトコンピュータを共用して使用することは可能です。ただし、既存のインターネット接続端末は、データ滅失、漏洩等の危険を伴う悪意を持った攻撃的なソフトウェア等にさらされている状態といえますので、ウイルス等へのセキュリティ対策を施す必要があります。

その他オンライン請求用端末に関するよくあるご質問については、支払基金ホームページ（https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/online_06.html）をご覧ください。

2-1. 必要な機器等の準備（オンライン請求用のネットワーク回線）

- オンライン請求ネットワークに接続するためには、ネットワーク回線が必要です。
- オンライン請求システムへの接続方式として、閉域網を使用するIP-VPN接続方式と、インターネット回線を利用するIPsec+IKE接続方式の2種類が存在します。どちらの接続方式を選択するかは、現在導入を検討しているネットワーク環境等に応じてご検討ください。

接続方式の種類

特徴・詳細

IP-VPN 接続方式

- ネットワーク回線事業者が自社で構築している回線網（閉域IP網）を利用し、一時的に医療機関・薬局と審査支払機関の間をあたかも専用線の様に接続する方式のこと。

IPsec+IKE 接続方式

- インターネット上に暗号化した通信経路を構築し、機密性の高いデータ通信を可能とする技術と、インターネット標準の電子鍵の交換技術を組み合わせることにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保した方式のこと。
- インターネット経由でオンライン請求を行うには、プロバイダ（ISP）の他にIPsec+IKEサービス提供事業者と契約する必要があります。

【参考】ネットワーク回線事業者一覧（IP-VPN接続方式・IPsec+IKE接続方式）

■ IP-VPN接続方式（光回線に限る）

事業者名	種別
NTT東日本・西日本	フレッツ 光ネクスト
	フレッツ 光クロス
	フレッツ 光ライト
	フレッツ 光ライトプラス
中部テレコミュニケーション株式会社（CTC）	ビジネスコミュファ光
株式会社QTnet	BBIQ
光コラボレーション事業者等※1	—

■ IPsec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）

事業者名	サービス名
株式会社NTTPC コミュニケーションズ	○オンライン資格確認・オンライン請求向け IP – Members
株式会社NTTデータ中国	○オンライン資格確認向け @OnDemand接続サービス
	○オンライン請求向け レセプトオンライン接続サービス
富士通株式会社	○オンライン資格確認向け FENICS II ユニバーサルコネクアドバンス メディカルVPN接続サービス
	○オンライン請求向け FENICSメディカル・グループネットサービス
三菱電機 インフォメーション ネットワーク 株式会社	○オンライン資格確認向け セキュアネットワークサービス SecureMinder オンライン資格確認 インターネットVPN
	セキュアネットワークサービス SecureMinder オンライン資格確認 Ipsec over IP-VPN(フレッツ光ネクスト)
	○オンライン請求向け セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト

※既存の回線に加えて、上記4事業者との契約が別途必要となります。

上記の表は「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」より抜粋しております。詳細は下記のURLよりご確認ください。
「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

※1：光コラボレーション事業者が提供するサービスでもオンライン請求・オンライン資格確認が利用可能な場合がございます。サービスの詳細については各事業者へお問い合わせください。

2-1. 必要な機器等の準備（電子証明書）

- 安全にデータを送受信するため、オンライン請求用端末については、信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するものとして「電子証明書」による認証を必須としています。1つの端末（PC）に1つの電子証明書が発行され、これをインストールすることで、オンライン請求システムを利用することができます。
- **オンライン資格確認とオンライン請求で端末を兼用する場合、オンライン資格確認用に電子証明書のインストールが完了していれば、別途の電子証明書の発行は不要です。**
- オンライン資格確認とオンライン請求で別端末を利用する場合、オンライン請求用に新規で電子証明書を発行する必要があります（電子証明書発行料：1枚あたり1,500円（税込）、別途郵送料として1送付あたり753円（税込）が発生）。
- 電子証明書の発行等に係る申請など、オンライン請求開始に当たっての段取りについては、P12をご参照ください。

2-2.オンライン請求開始に必要な申請とそのスケジュール（1/2）

- オンライン請求を開始するためには、「保険医療機関届」、「オンライン請求利用申請」及び「電子証明書発行申請」の提出が必要です。

【申請要否・提出先】

- 保険医療機関届：必要（各都道府県の支払基金審査委員会事務局に提出）
- オンライン請求利用申請：必要（医療機関等向け総合ポータルサイト※から提出可能）
- 電子証明書発行申請：オンライン資格確認用端末とオンライン請求用端末を兼用する場合、オンライン資格確認用に電子証明書のインストールが完了していれば、提出は不要（医療機関等向け総合ポータルサイト※から提出可能）

- 申請がなされてから設定ツール等の送付までには、審査支払機関において指定情報との照合などの確認を行う必要があります。そのため、**指定前月の中旬以降、速やかに申請を行うようお願いします。**

【オンライン請求開始に必要な申請等の流れ】

1. 各都道府県の支払基金審査委員会事務局に対して「保険医療機関届」を提出するとともに、医療機関等向け総合ポータルサイトから「オンライン請求利用申請」（と「電子証明書発行申請」）を行う。＜指定前月の中旬以降、速やかに＞
※ 地方厚生（支）局から指定通知が送付されていない時点では、医療機関等コードの代わりに、受付番号を記載することにより申請することができる。
2. 支払基金において指定情報との照合などの確認を行った後、申請に問題がない場合には、支払基金からオンライン請求を行うための設定ツール等が医療機関等に送付される。＜月の上旬又は下旬＞
3. 設定ツール等を用いて、設定作業を実施し、電子証明書をインストールする。
4. 設定作業が終了後、ネットワークに繋がるかの導通試験を行う。導通試験後、確認試験（任意）を行う。
5. オンライン請求を開始する。＜～10日＞

【参考】オンライン請求システム操作手順書

- 以下に点数表別に、オンライン請求システムのセットアップや運用方法が記載されている資料を整理しておりますので、ご確認ください。

オンライン請求システム操作手順書

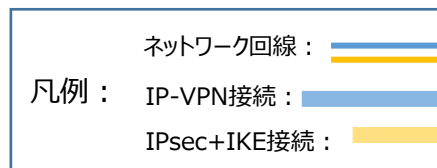
点数表	資料名	掲載URL
医科	セットアップにあたって	(セットアップCD-ROM版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_setup.pdf (ダウンロード版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_setup_dl.pdf
	運用編	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_m_i.pdf
歯科	セットアップにあたって	(セットアップCD-ROM版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_02.files/online_setup.pdf (ダウンロード版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_02.files/online_setup_dl.pdf
	運用編	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_02.files/online_m_i.pdf
調剤	セットアップにあたって	(セットアップCD-ROM版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_03.files/online_setup.pdf (ダウンロード版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_03.files/online_setup_dl.pdf
	運用編	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_03.files/online_m_i.pdf

2-3. セキュリティの確保（オンライン請求システムのセキュリティ）

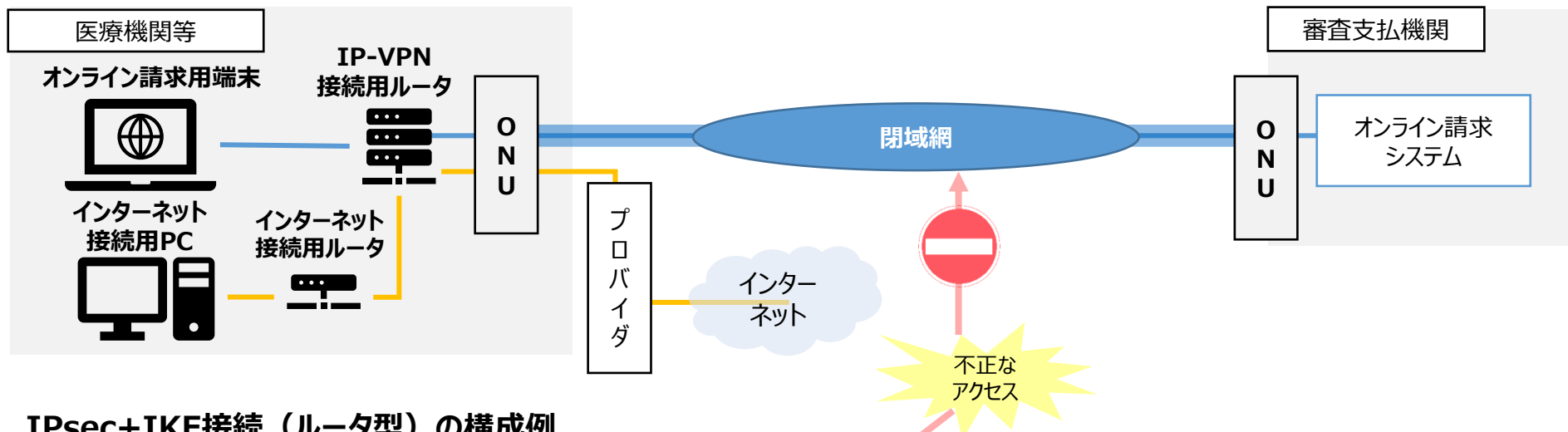
- オンライン請求システムのセキュリティ対策は、厚生労働省からの通知により定められており、審査支払機関ではこの通知に基づいたセキュリティ対策を講じています。
- 通信回線は、「閉域IP網を利用したIP-VPN接続」、「IPsecとIKEを組み合わせたインターネット接続」等を使用し、電子証明書による相手認証、データの暗号化及び厳格なユーザ管理を行い、データの滅失・漏洩及び改ざん防止を図るとともに、ウイルス対策に万全な措置を講じ安全性を確保しています。（イメージは次頁の通り）

2-3. セキュリティの確保（オンライン請求システムのセキュリティ）

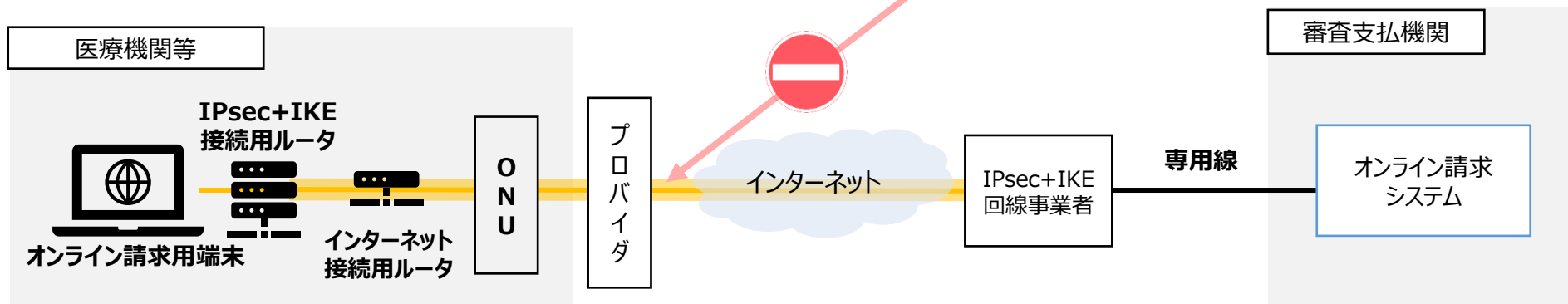
■ 前頁ご説明内容のイメージ図が下記となります。



IP-VPN接続の構成例



IPsec+IKE接続（ルータ型）の構成例



2-4. セキュリティの確保（医療機関・薬局で実施いただく対策について）

- 医療機関・薬局においては、ガイドライン（※1）に基づき、セキュリティポリシー等を作成した上で、対策を講じていただく必要があります。セキュリティポリシー等に盛り込むべき事項は、規程例（※2,3）でお示しているので、ご確認ください。主な内容は、以下の表に抜粋しています。

（※1）「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679712.pdf>

（※2）「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」（*）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001189505.pdf>

（※3）「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001189507.pdf>

#	項目	実施内容
1	組織体制	<ul style="list-style-type: none">オンライン請求システム管理者、情報管理責任者、運用責任者を置く。
2	情報の分類と管理	<ul style="list-style-type: none">情報管理責任者は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、重要性分類（厳秘、秘密、公開）に従って分類する。オンライン請求システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。
3	送信機器の設置場所等	<ul style="list-style-type: none">オンライン請求システムの送信機器を設置する場所を、パーティション等で仕切るか又は送信機器に覆いをするか等により、関係者以外の者が機器に接しないようにする。オンライン請求システムの送信機器は、オンライン請求業務（レセプト作成業務を含む。）のみに使用する。したがって、業務に必要なとするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしない。
4	利用者の責務	<ul style="list-style-type: none">利用者は、本規程及びオンライン請求システムの実施手順（マニュアル）に定められている事項を遵守すること。利用者は、システム管理者の許可を得ず、送信機器及び記録媒体等を部屋外への持ち出しをしないこと。利用者は、関係者以外の者が不正にオンライン請求システムを利用できないようにユーザID及びパスワード等を、適切に管理すること。
5	ソフトウェアの管理	<ul style="list-style-type: none">運用責任者は、送信機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努める。

2-3. セキュリティの確保（責任分界点）

- オンライン請求によるデータ送信や通信経路の管理の責任についての分界は下記の通りです。
- 医療機関・薬局の責任として記載している範囲については、医療機関・薬局で、厚生労働省のガイドライン等に則ったセキュリティ対策の実施が必要です。

責任の種別	機関名	概要
送信・配信データの送付責任	医療機関・薬局	医療機関・薬局から審査支払機関への送信データの送付については、システムの画面に「受領書」が表示されたことで、医療機関等が送付責任を果たしたものとします。
	審査支払機関	支払基金から保険者への配信データの送付については、システムの画面に「配信済」メッセージが表示されたことで、支払基金が送付責任を果たしたものとします。
通信経路の管理責任	システム利用者（医療機関等）	システム利用者の通信経路の責任範囲は、システム利用者の回線と審査支払機関の準備した回線の接続地点からシステム利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。
	審査支払機関	審査支払機関の通信経路の責任範囲は、システム利用者の回線と審査支払機関の準備した回線の接続地点から審査支払機関までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。

2-4. もしトラブル発生した場合には

- ネットワーク及びシステムトラブルに関する情報、よくあるご質問についてはオンライン請求システムサポートサイトをご覧ください。（<https://onlineseiky.jp/>）
- 必要に応じて支払基金オンライン請求関係相談窓口も併せてご活用ください。（https://www.ssk.or.jp/sodan_madoguchi/gosodan_04.html）

3. 【ご参考】オンライン請求に関する資料

■ より詳しい情報については下記も併せてご参照ください。

情報元	URL
厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html
支払基金HP (オンライン請求)	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/index.html
支払基金HP (オンライン請求システムに関するQ&A)	https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/index.html
国保中央会HP (オンライン請求)	https://www.kokuho.or.jp/system/online/
オンライン請求システムサポートサイト	https://onlineseikyu.jp/
(ご参考) 医療機関等向け総合ポータルサイト	https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm